

## 半田市建築行為等に係る後退用地に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、半田市における建築行為等に係る後退用地の確保及び整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な市街地形成の推進を図るとともに、生活環境の向上に寄与することを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定による道路及び市長が必要と認める幅員1.8メートル未満の道路に接する土地に建築行為等をする場合に適用する。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後退道路 前条の規定に該当する道路をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線を行い、市長が必要と認める幅員1.8メートル未満の道路にあっても同項に規定する方法により定められる線をいう。なお、後退道路の道路中心線は、原則として変更しない。
- (3) 後退用地 後退道路と後退線の間介在する土地をいう。
- (4) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物、擁壁等工作物、柵、生け垣及び地下埋設物（ただし、地下埋設管は除く。）をいう。
- (5) 建築行為等 建築物等を建築し、又は築造することをいう。
- (6) 所有者等 後退道路に接する土地及び後退用地の所有者、使用者をいう。
- (7) 自己管理地 届出者（次条の届出をする者をいう。以下同じ。）及び所有者等が自己の責任において管理する土地をいう。
- (8) 市長が必要と認める幅員1.8メートル未満の道路 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内にあり、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第4号までに規定する道路（自動車専用道は除く。）に接続している幅員1.8メートル未満の同法同条第4号のものをいう。

### (届出)

第4条 法第6条第1項の規定による確認の申請（建築確認申請）を行おうとする者は、事前に後退用地に関する届出書（様式第1）に必要な書類を添付して市長に届出をするものとする。

- 2 建築行為等を行おうとする者は、事前に後退用地に関する届出書（様式第1）に必要な書類を添付して市長に届出をすることができるものとする。

(届出の審査)

第5条 市長は、前条の規定により届出を受けた場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、後退用地確認通知書(様式第2)により、届出者に通知するものとする。

(後退用地の取得)

第6条 市長は、前条により審査した後退用地について、特に必要と認められた場合は、取得を行うことができるものとする。

(後退用地の整備等)

第7条 届出者は、所有者等とともに次の各号に定める内容について、遵守することを後退用地に関する届出書(様式第1)により確約するものとする。

(1) 後退用地内で建築行為等をしてはならない。

(2) 後退用地内において一般の交通を妨げる行為をしてはならない。

(3) 後退用地を道路と同じ高さで整地しなければならない。ただし、現地の状況により困難な場合は、この限りではない。

2 第5条により後退用地確認通知書(様式第2)による通知を受けた届出者は、建築行為等の完了後、後退用地に市長が支給する所定の看板を設置し、自己管理地であることを表示するものとし、看板の設置完了後、看板設置完了報告書(様式第3)を市長に提出しなければならない。ただし、後退用地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化調整区域に存する場合、後退用地の面積が3平方メートル未満の場合はこの限りではない。

(建築物等の撤去)

第8条 市長は、この要綱に違反して建築行為等をした所有者等に対して、その建築物等の違反する部分の撤去を求めるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

年 月 日

## 後退用地に関する届出書

半田市長 殿

届出者 住所  
氏名  
電話 ( ) -

代理者 氏名  
(設計者等) 電話 ( ) -

建築行為等を行うにあたり、半田市建築行為等に係る後退用地に関する要綱の規定に基づき、後退用地について、下記のとおり届出ます。

### 記

場 所	半田市
延 長 等	後退線の延長 m 後退用地の面積 m <sup>2</sup>
同意・確約欄	届出者 氏名 _____ (_____)
届出者・所有者等の氏名 (権利の種類) と同意・確約の内容	所有者等 氏名 _____ (_____)
	種 類 氏名 _____ (_____)
	<input type="checkbox"/> 後退用地内で建築行為等を行わないことを確約します。 <input type="checkbox"/> 後退用地内で一般の交通を妨げる行為をしないことを確約します。 <input type="checkbox"/> 後退用地を前面道路とほぼ同じ高さで整地することを確約します。

1. □のところは、該当するものにレ印をつけてください。
2. 添付書類 (1) 案内図 (縮尺 1/2, 500 の都市計画図の写し)  
(2) 旧土地台帳付属地図 (公図) の写し (縮尺 1/500 又は 1/600)  
(3) 配置図 (後退用地が明記されたもの)  
(4) 後退用地の求積図
3. 提出部数 2部

※受 付 欄

--

年 月 日

## 後退用地確認通知書

様

半田市長

印

年 月 日付けで「後退用地に関する届出書」により届出がありました下記の後退用地について、適当であることを確認しましたので通知します。  
下記の条件を遵守し、適正に後退用地を管理してください。

記

1. 該当場所 半田市

2. 条 件

## 看板設置完了報告書

半田市長 殿

届出者 住所  
氏名

半田市建築行為等に係る後退用地に関する要綱の規定に基づき、下記のとおり看板を設置しましたので報告します。

### 記

1. 後退用地に関する届出書の受付年月日

年 月 日

2. 設置場所

半田市

3. 設置年月日

年 月 日

4. 設置の写真